

# 危機管理マニュアル



令和4年4月

## 岩国市立玖珂小学校

## 目 次

※	学校危機管理の定義	1
※	危機管理の目的及び対象	1
※	対応への心構え	1
※	児童の事故及び問題が発生した場合の対応	1
※	報告の対象となる事件・事故等	2
※	緊急連絡先一覧	4
※	救急体制	4
<b>I</b>	<b>児童に関すること</b>	
1	対象となる事故・災害	5
2	事件・事故・災害発生時の緊急連絡先	5
3	交通事故等発生時の措置	6
4	火災発生時の措置	7
5	自然災害発生時の措置(地震・風水害・土砂災害など)	7
6	児童の安全確保および学校の安全管理(不審者への対応)	9
7	感染症・食中毒(疑い)事故発生時の措置	11
8	インフルエンザ流行による臨時休業の措置	17
9	問題行動発生時の対応	
◆	児童間暴力・対人暴力	18
◆	対教師暴力	20
◆	いじめ	23
10	弾道ミサイル発射に係る対応	27
11	新型コロナウイルス感染に係る対応	28
<b>II</b>	<b>教職員に関すること</b>	
1	交通事故発生時の措置	31
2	交通事故報告(速報)	31
3	体罰発生時の措置	32
4	セクシャルハラスメント発生時の措置	33
<b>III</b>	<b>学校に関すること</b>	
1	不審な業者等に対する対応	33
<b>IV</b>	<b>資料</b>	
1	交通重大事故発生時情報集約表	35
2	学校事件・事故報告	36
3	教職員の交通事故発生報告	37

# 学校危機管理の定義

子どもたちや教職員等の生命や心身等に危害をもたらす様々な危機を未然に防止するとともに、万一、事件・事故、災害が発生した場合に、被害を最小限にするために、適切かつ迅速に対処すること

※ 「学校の安全管理に関する取組事例集」平成15年6月文部科学省等から

## 危機管理の目的及び対象

### 1 学校危機管理の目的

- 1 幼児児童生徒（以下、児童等）と教職員の安全を確保するとともに、施設等を守る。
- 2 危険を早期に発見し、事件・事故、災害を未然に防止する。
- 3 事件・事故、災害の発生時に、迅速・的確に対応する。
- 4 事件・事故の再発防止と、教育の再開に向けて対策を講じる。

### 2 対象

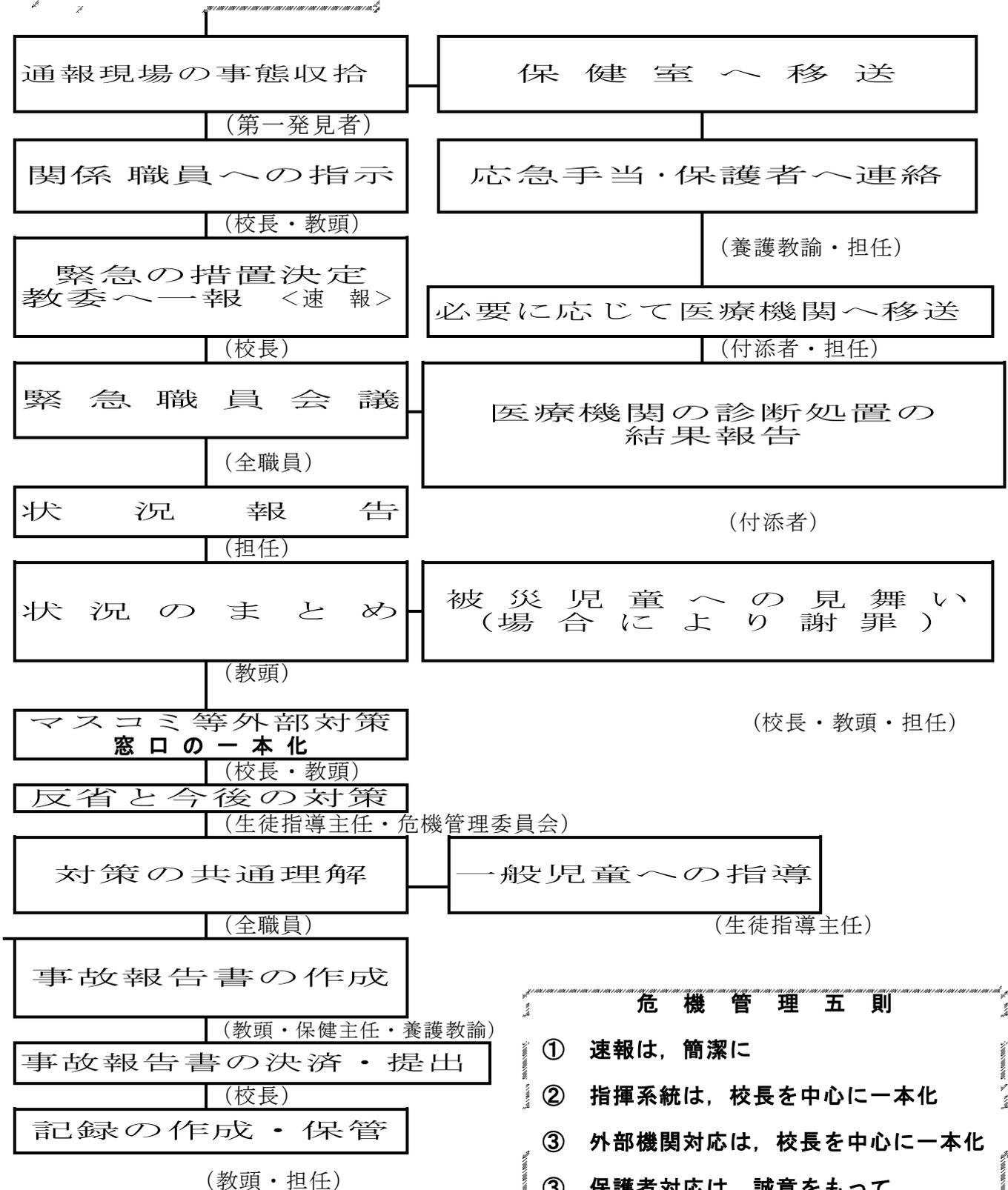
- ① 学校危機の未然防止（平常時）の対応  
緊急時の初動・初期対応  
緊急時の中・長期対応
- ② 防犯を含む生活安全
- ③ 交通安全
- ④ 災害安全

## 対応への心構え

- ① 「ほうれんそう（報告・連絡・相談）」を確実に
  - ・事が起きた場合、正しい情報がなければ、正しい対応ができない。
  - ・報告・連絡・相談を交わして対応したい。  
（形式的、機械的にならないように）
- ② 誠意を持って、迅速に対応する。
  - ・時間的な遅れは、あとでこじれることがあり、修正に時間がかかる。
- ③ 速報は、できるだけ早くあげる。
  - ・分かった段階で速報し、二の次、三の次と報告するのがよい。
- ④ マスコミへの対応は、管理職がする。
  - ・窓口は管理職だけとし、誠意を持って対応する。その際には、関係者の人権が守られるように配慮することが必要である。
- ⑤ 危機管理へすばやく対応する組織づくりをしておく。

# 児童の事故及び問題が発生した場合の対応

## 事故発生



### 危機管理五則

- ① 速報は、簡潔に
- ② 指揮系統は、校長を中心に一本化
- ③ 外部機関対応は、校長を中心に一本化
- ③ 保護者対応は、誠意をもって
- ⑤ 問題行動及び危険の予知

# 報告の対象となる事件・事故等

## 1 学校安全担当

- (1) 学校管理下における事件・事故  
死亡、または被災が1週間以上の入院を要する程度の負傷の場合
- (2) 学校管理下外における事件・事故  
死亡、または被災が特に重傷の場合
- (3) 交通事故  
ア 学校管理下と否とを問わず、1週間以上の治療を要する程度の負傷の場合  
イ 交通加害事故で、被害者が負傷した場合
- (4) 不審者による被害  
幼児児童生徒へのつきまといや暴力事案など、警察及び近隣校に通報した事案
- (5) 器物損壊に伴う施設・設備の被害  
(爆破・爆破予告を含む)
- (6) 備品類等の盗難・紛失  
薬品・毒劇物の盗難・紛失
- (7) 正当な理由のない連続欠席（被害のおそれ）  
病気やけがなどの正当な理由がない連続7日間の欠席で、対面での当該児童生徒の状況確認ができていない場合

## 2 生徒指導担当

- (1) 強盗
- (2) 強かん
- (3) 放火
- (4) 暴力  
ア 複数で個人に対する場合  
イ 対教師暴力及び器物損壊  
ウ 傷害の程度が大きいもの
- (5) 恐喝
- (6) 危険な遊び  
ア 生命の安全に影響があるもの  
イ 死亡、入院を要するもの  
ウ 失火
- (7) 性被害  
(被害防止の立場から情報提供の必要なもの)
- (8) 窃盗（万引き等）  
(集団によるもの、社会的な問題となったもの)
- (9) 家出  
ア 自殺等の問題に繋がる恐れのあるもの  
イ 3日以上にわたるもの
- (10) 自殺・自殺未遂・自殺予告
- (11) 悪質な行為  
(公共物の損壊、列車妨害等)
- (12) ネット問題  
(警察と連携したもの)
- (13) 虐待・ネグレクト  
(関係機関と連携したもの)
- (14) いじめの重大事態  
ア 生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあるもの  
イ 相当の期間（30日を目安）欠席を余儀なくされている疑いのあるもの
- (15) その他  
(性非行、暴走行為、シンナー吸引等薬物乱用、無断外泊等、学校において生徒指導上重要と判断されるもの)

# 緊急連絡先一覧

## 消防署（緊急時） 1 1 9

- ・岩国地区消防組合西消防署・玖珂出張所・・・82-0119
- ・岩国地区消防組合西消防署・玖西出張所・・・84-0375
- ・玖珂総合支所（消防）夜間・・・82-2512

（火災）「もしもし、玖珂小学校の〇〇です。火災が発生しました。消防車をお願いします。」

- ① 火災発生場所「玖珂小学校の〇〇が延焼中です。」
- ② 火災の状況とけが人等の人数等

（事故）「もしもし、玖珂小学校の〇〇です。事故（病気）が発生しました。救急車をお願いします。」

- ① 事故発生場所「〇校舎、〇年〇組に、けがをした児童がいます。」
  - ② 事故の状況と人数
- ※ 症状を伝え、救急車到着までの具体的な処置を聞く。

## 警察署（緊急時） 1 1 0

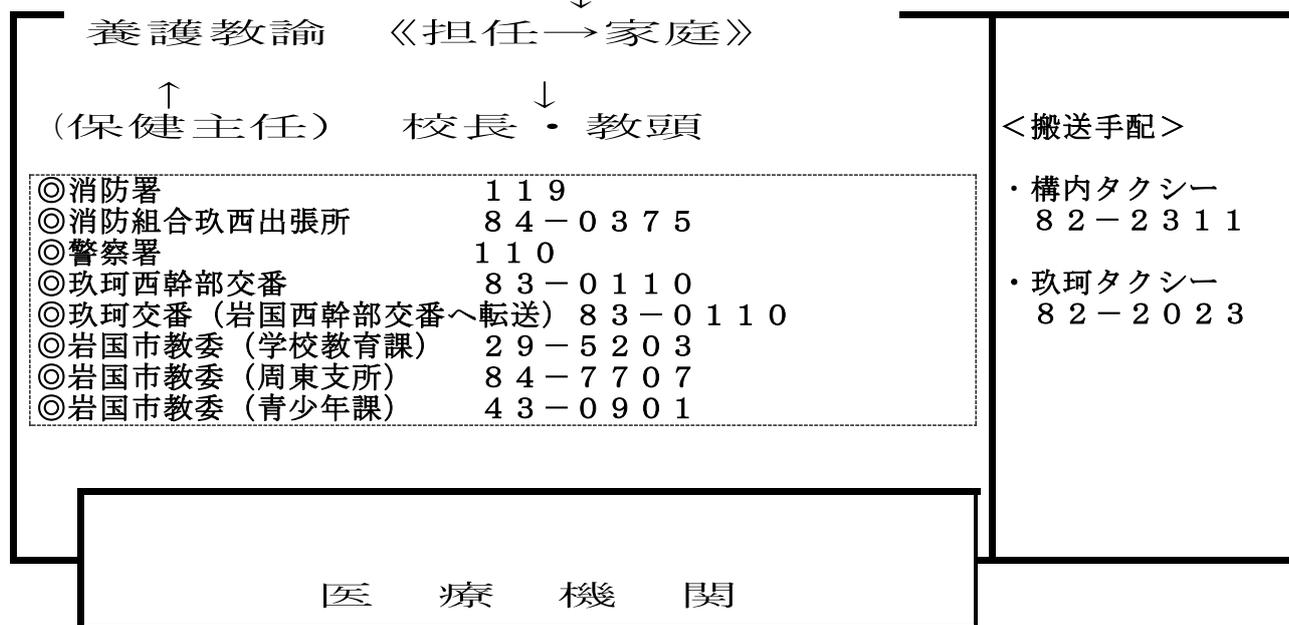
- ・警察（玖珂交番→岩国西幹部交番へ転送）・・・83-0110
- ・岩国警察署岩国西幹部交番・・・83-0110

## 医療機関

- ・八木クリニック・・・82-1212
- ・玖珂クリニック・・・82-6611
- ・川田クリニック・・・82-6660
- ・林歯科医院・・・82-5885
- ・玖珂中央病院・・・82-5123
- ・岩国整形外科・・・43-1235
- ・小幡眼科・・・43-0245
- ・錦病院・・・41-0177
- ・岩国医療センター・・・34-1000
- ・医師会病院・・・21-3211

# 救急体制

## 事故発生



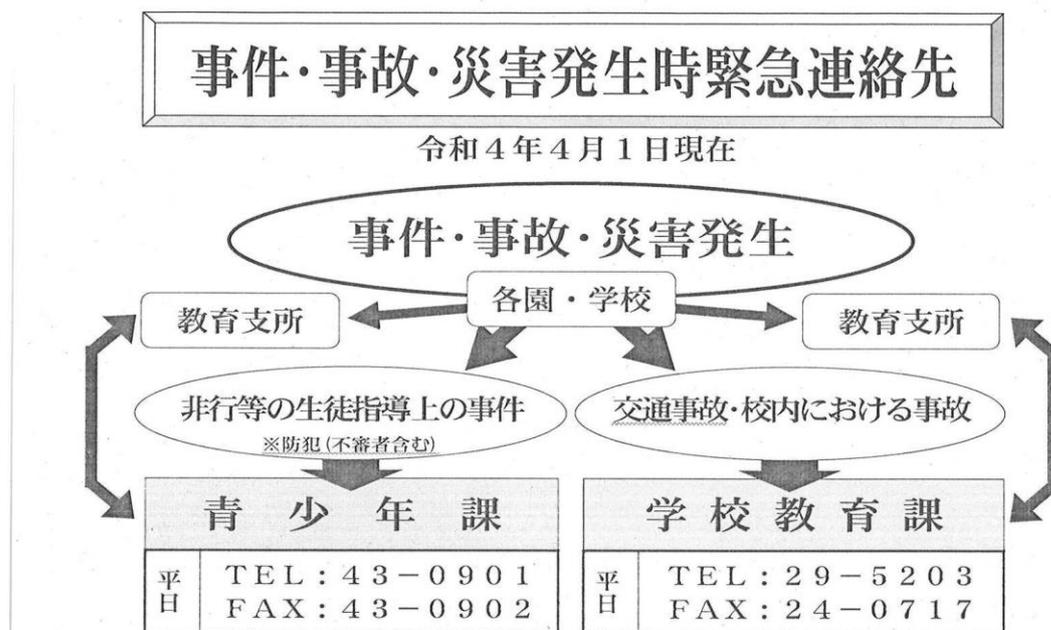
# I 児童に関すること

## 1 対象となる事故・災害

- 学校管理下における災害  
死亡、または被災が1週間以上の入院を要する程度の負傷の場合
  - 学校管理下外における災害  
死亡、または被災が特に重傷の場合
  - 交通事故による災害  
学校管理下と否とを問わず、1週間以上の治療を要する程度の負傷の場合
- ※ 学校管理下とは、日本スポーツ振興センター法施行令第5条2項に該当するものをいう。

## 2 事件・事故・災害発生時の緊急連絡先

岩国市教育委員会

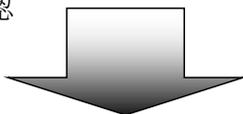


### 3 交通事故等発生 の 措置

#### ※ 学校管理下における事故発生 の 措置 と 配慮

事故発生

- ・ 応急手当（養護教諭等）－校内体制の確立
- ・ 保護者への連絡
- ・ 消防署（119）・救急病院への手配、救急車の誘導
- ・ 校医への連絡
- ・ 状況の把握－報道関係への対処
- ・ 他児童生徒の管理－事故の続発防止
- ・ 事故現場の確認



- ・ 事故防止のための物的管理（危険物、障害物の撤去）
- ・ 事故防止のための児童生徒への安全措置並びに安全管理の点検
- ・ 教育委員会への文書報告
- ・ 日本スポーツ振興センターへの手続き
- ・ 関係者（救急機関等）へのあいさつ
- ・ 各家庭への連絡（注意・理解）

#### 配慮事項【校内】

- 1 被災児童生徒の救急活動を最優先にする。
- 2 事故の続発防止のため、他児童生徒の安全管理に万全を期す。
- 3 救急体制を至急編成し対処する。校長を中心として指揮系統を一本化する。
  - ・ 救急活動に対処する者－被害者の手当、病院（車）の手配
  - ・ 安全管理にあたる者－児童生徒の掌握、状況確認
  - ・ 連絡（通報）をする者－保護者、関係機関への連絡
- 4 救急活動が迅速になされるよう、救急車の誘導等に配慮する。
- 5 事故現場の確認及び情報収集をする。
- 6 状況を的確に把握して外部へ連絡、報道については窓口を一本化する。
- 7 保護者への対応は、誠意をもってあたり、十分な配慮をする。
- 8 教育委員会へ直ちに電話で連絡する。  
家庭や事故当事者から詳しく状況を聞くことが難しい場合は、状況の概略（日時、場所、被害程度、応急処置等）でよい。
- 9 広報等を通じて、各家庭に事故の状況と対策（指導）を知らせ、不安感や間違った情報の広がりのないよう配慮する。
- 10 被災児童生徒の事後の経過について配慮し、適切な措置をとるようになる。
- 11 事故原因の共通理解と再発防止策を検討し実施する。

#### 配慮事項【校外】

- 1 校外の場合（登下校は管理下に入る）も校内に準じて対応する。
- 2 管理職・生徒指導主任及び学級担任は、事故現場に急行して情報を収集・記録するとともに、病院又は家庭への訪問等を行い、被災者及び家庭への事後の対処について誠意を尽くす。
- 3 警察等と連絡をとり、状況を把握するとともに、事故後の安全指導・管理について早急に対策を立てる。

#### ※ 休日等学校管理下外における事故・災害

- 1 事故現場や事故の状況及び加害者や被害者名の把握 <担任・養護教諭>
- 2 市教育委員会への速報 <校長・教頭>
- 3 後日、市教委への文書報告 <校長・教頭>

## ※ 災害・事故(怪我・火傷等)発生時の措置

- 1 応急手当を行う。症状によって次の対応を決定する。
- 2 救急車を呼ぶ。  
(管理職または養護教諭に、不在の場合は教務主任・保健主任等に報告相談する。)
- 3 学校で病院に連れて行く場合は、保護者に状況を知らせて希望の病院を聞く。
- 4 教職員(担任または養護教諭、重篤な場合は校長)は病院へ同伴し、状況報告をする。
- 5 保護者に状況を説明するとともに、誠意をもって対応する。
- 6 なお、災害程度が1週間以上の入院加療を要すると認められる場合には～  
・教育委員会への速報 <校長・教頭>  
・後日、教育委員会への文書報告 <校長・教頭>
- 7 日本スポーツ振興センターへの手続きを行う。 <養護・担任>

## 4 火災発生時の措置

### (1) 夜間・休日・放課後の火災

- ア 連絡網を通じて全教職員へ知らせる。
- イ 教職員は直ちに出勤し、消防署員や校長の指示により防災・搬出にあたる。

### (2) 児童在校中の火災

- ア 火災報知器により全校に火災を知らせる。
- イ 緊急を要する場合を除いて放送などの指示を待つ。
- ウ 児童を避難させることを第一とする。(避難場所は原則として運動場正門前)
  - 授業者が引率して避難させる。
  - 休憩・清掃・放課後の場合は全職員で避難させる。  
(担任は教室を確認する。特別教室はその担当者が確認する。)
  - 児童の避難状況を確認する。学級担任→教頭→校長
- エ 初期消火係・搬出係の任につく。

## 5 自然災害発生時の措置

(地震・風水害・土砂災害など) ※近隣の小中学校と連携し対応する。

### (1) 地震の場合

- ア すぐ避難せず、机の下に入る。姿勢を低くする。倒れる物の側から離れる。頭の上に本や鞆を置くなどする。
- イ 本部の指示を待つ。(校内放送・または大声で)
- ウ 火気類を全て消す。
- エ 児童を運動場(中央部)へ避難させる。
- オ 児童の避難状況を確認する。(担任→教頭→校長)
- カ 災害状況の確認をする。(安全を確認して児童を教室へ)
- キ 教育委員会の指示、その時の状況により、児童の緊急下校または避難の措置をとる。

ク 緊急下校の場合は、下校時期の判断を誤らないように気を付ける。各地区ごとに安全が確認される所まで地区担任が引率する。（状況によっては、保護者の迎えがあるまで児童を学校に待機させる。）

ケ 児童が家庭にいるときは、安全メールを通じて登校の可否を連絡する。

## （２） 風水害・土砂災害の場合

### 【児童の在宅時】

#### ☆警報（土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報）等が出た場合

《授業中止》

- ・朝6：00の段階で児童等の登校に危険が想定される場合は、臨時休業または自宅待機とし、緊急連絡する。また、前日に想定できる場合は、前日に連絡する。

《授業実施》

- ・始業時刻を遅らせて授業を実施できる状況であれば、自宅待機させる。
- ・安全確認の後、授業の実施を連絡する。

#### ☆災害発生の危険性が高まっている場合

- ・気象情報を定期的に確認し全教職員が共通理解する。

### 【児童の在校時】

#### ☆警報（土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報）等が出た場合

《授業実施》

- ・災害発生の危険性が高まっている際は、気象情報を定期的に確認し全教職員が情報を共有する。
- ・土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報が発令され児童等の下校に危険が想定される場合は、学校待機とする。（状況により、安全な階に避難する。）
- ・市町防災部局から避難指示等があった際は、指定された避難所に避難する。
- ・天候回復後、教職員が通学路等の安全を確認し下校する。

## （３） 台風・暴風の場合

### 【児童の在宅時】

#### ☆警報（台風接近・暴風警報・竜巻注意情報）等が出た場合

《授業中止》

- ・休校の連絡は、前日に行う。天候が急変した場合など、朝6：00の段階で暴風警報等の発令の際は、臨時休業とし、緊急連絡する。

《授業実施》

- ・すぐに暴風警報等が解除され、午前・午後に、授業を開始できる状況であれば、自宅待機とする。
- ・学校で安全確認の後、授業実施を連絡する。
- ・教職員・見守り隊(スクールガード)等で安全を確保する。

#### ☆警報（大雨・洪水警報・強風注意報・大雨・洪水注意報）等が出た場合

《授業実施》

- ・各家庭が安全に登校できることを確認し、登校する。
- ・通学路の状況等により、安全な登校が心配な場合、担任に連絡し、自宅待機後、状況を見て登校する。

### 【児童の在校時】

#### ☆警報（台風接近・暴風警報・竜巻注意情報）等が出た場合

《授業中止》

- ・気象情報を定期的に確認し全教職員が共通理解する。
- ・安全を確認し集団下校する。
- ・安全な下校が困難と判断される場合、学校で待機させる。（天候により、保護者に連絡し、迎えを依頼する。）
- ・必要に応じ、担任等が帰宅確認をする。

#### ☆警報（大雨・洪水警報・強風注意報・大雨・洪水注意報）等が出た場合

《授業実施》

- ・これまでの降雨量や今後の気象予報、地域の実情に応じて、注意報段階での下校も検討する。

## 6 児童の安全確保および学校の安全管理 (不審者への対応)

### (1) 教職員の体制

最優先順位 (児童を安全に避難させる)
・侵入者から遠ざける。      ・階下へ避難させる。

#### 〈始業前・業間・昼休み〉・・・児童だけの活動になりがちな時間

- できる限り、教師が近くにいるようにする。
- 昼休みは、学級担任が子どもの動きを把握する。
- 昼休みの校舎外の見回りは、学級担任以外の教職員で見回りをする。
- 外部の方が、校内に入ってきた場合・・・丁寧な対応で、声をかける  
「こんにちは、失礼ですがどちらにご用ですか？呼んで参りましょう。」など
  - ・挙動不審であったり、危険性があつたりした場合  
近くにいる児童を職員室に行かせ、他の教員を呼ぶようにする。応援が来るまで、その人から目を離さない。
  - ・職員室で情報をキャッチした場合  
応援に駆けつける者、職員体制の中で情報を伝達する者に分かれ、組織で動く。
  - ・状況に応じて、児童を避難させたり、警察に通報を行ったりする。

#### 〈授業中に、不審者が校内に入ってきたのを見つけたとき〉

- 安全に留意しながら、児童を職員室に行かせる。授業者は、不審者の動向を追いながら、学級の児童の安全を確保する。

#### 〈不審者が授業中の教室に入ってきた場合〉

- 職員は、児童を避難させながら、周囲に非常事態を知らせる。  
(携帯の笛や防犯ベルを鳴らす。近くに非常ベルがあれば使用する。児童にも使い方を教えておく。必要に応じて、サスマタや箒・机・椅子・消火器等で対応する。)  
非常ベルがない場合や作動しない場合は、大きな声で非常事態を知らせる。
- 周りの教室で授業をしている教師は、非常事態を知らせるベルや声を聞いたら、安全に留意しながら事態を把握、確認し児童を避難させる。

#### 〈不審者進入の情報をキャッチした職員室にいる教員の対応〉

- 状況に応じて、次の分担で速やかに行動する。※「災害事故発生時の対応」参照

##### ①現場に駆けつけ、不審者に対応する。

(手ものを持つ。職員室の定位置に手ものを常備しておく。)

状況によっては、取り押さえる。被害者が出ている場合は、速やかに初期対応を行う。(児童の安全第一)

##### ②校長・教頭に報告して、関係機関(教育委員会・警察・消防署など)への連絡を即時行う。

**③他の児童や教職員への緊急連絡を放送を使って行う。避難の指示は、具体的にを行う。**

**各教室にいる教師は、放送に従って落ち着いて児童を避難させる。**

**④避難する児童を誘導するために外に出て、児童の安全確保を行う。**

## (2) 児童への指導

- 教員や他の児童の目の届くところで、複数で遊ぶ。
- 校内で、本校教職員以外の人を見かけた場合、声掛けをするとともに、様子がおかしいと感じた場合は、すぐに近くにいる職員に連絡する。
- 不審者侵入に対する児童の避難については、避難訓練に準じて、放送を静かに聞き、教師の指示に従って落ち着いて速やかに行うように日頃から指導しておく。
- 登下校中（休日等も含む）に不審者に声をかけられたり、身に危険を感じたりした場合は、近くの大人に大声で助けを求め、近くの家に逃げ込む。
- 子ども110番の家、非常ベル、公衆電話の非常通報など、具体的な知識も身につけさせておき、いざというときに落ち着いた対応や行動ができるようにする。
- 日頃から、被害に遭わないように指導を繰り返し行っておく。  
(KYTの充実)

**① 帰宅時刻を守る。**

**② できるだけ複数で行動する。**

**③ 帰宅が遅くなる場合は、保護者に迎えを依頼する。**

**④ 明るい場所や人の目の届く場所を選んで、遊んだり通行したりする。**

**⑤ 知らない人について行かない。**

**⑥ 出かける際には、必ず保護者にどこへ、だれと、いつ帰る等を具体的に伝える。**

## (3) 施設の管理

- 校内に危険物（刃物・鋭利なもの）の放置、破損場所があった場合には、ただちに撤去・修理するか、所定の位置に戻す。
- 校内に不審な車や自転車などが止めてある場合には、教頭等に知らせる。
- 玄関（受付）の場所を明記する。

## (4) 来校者への対応

- 来校者には、必ず事務室で受付を済ませ来校者用名札を着用するよう依頼する。
- 来校者用名札については、児童に説明をし、校内で名札をつけていない大人に出会ったら、近くの職員に連絡するようにさせる。

○職員は、名札を着用していない入校者を見つけたら、事務室で受付を済ませ来校者用名札を着用するよう依頼する。

○保護者が来校する場合は、保護者用名札を着用するよう依頼する。

## 7 感染症・食中毒（疑い）発生時の措置

### (1) 異常の発見

ア 欠席児童の増加、登校児童の症状

### (2) 養護教諭

ア 欠席児童・登校児童の症状把握（患者数・症状）

イ 校長・教頭・学校医・学校薬剤師へ報告

学 校 医：八木クリニック（八木 謙）・・・82-5051

学校薬剤師： 玖珂薬局（山根典子）・・・82-5383

ウ 学校医の指示を受ける。

### (3) 校長・教頭

ア 教育委員会へ報告

- ① 感染性胃腸炎や食中毒が集団発生した場合  
「別紙1」及び「資料1」を参照し、「様式1」もしくは「様式2」作成し、  
早急に「学校教育課学務班」へ報告  
※ FAX：24-0717 の後、TEL：29-5204 へ電話連絡

- ② 感染症等（第1種感染症、麻しん、風しん及び結核）  
疑いの場合を含めて、1例のみの発生であっても速やかに学校教育課学務班  
（担当：恵崎）へ電話連絡 ※ TEL：29-5204

第1種感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト  
マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）  
コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス

イ 出席停止を命ずる（理由・期間を明確にし、学校医等の意見を聞いて実施）

ウ 臨時休業（学校医の意見を聞き、市教委に連絡し、設置者の指導により措置）

エ 給食停止（学校医・学校薬剤師・保健所・教育委員会の指導等に従う）

オ 学校行事の変更又は中止

カ 保護者への状況説明（事故の発生と経緯、対応状況を説明し、協力を依頼）

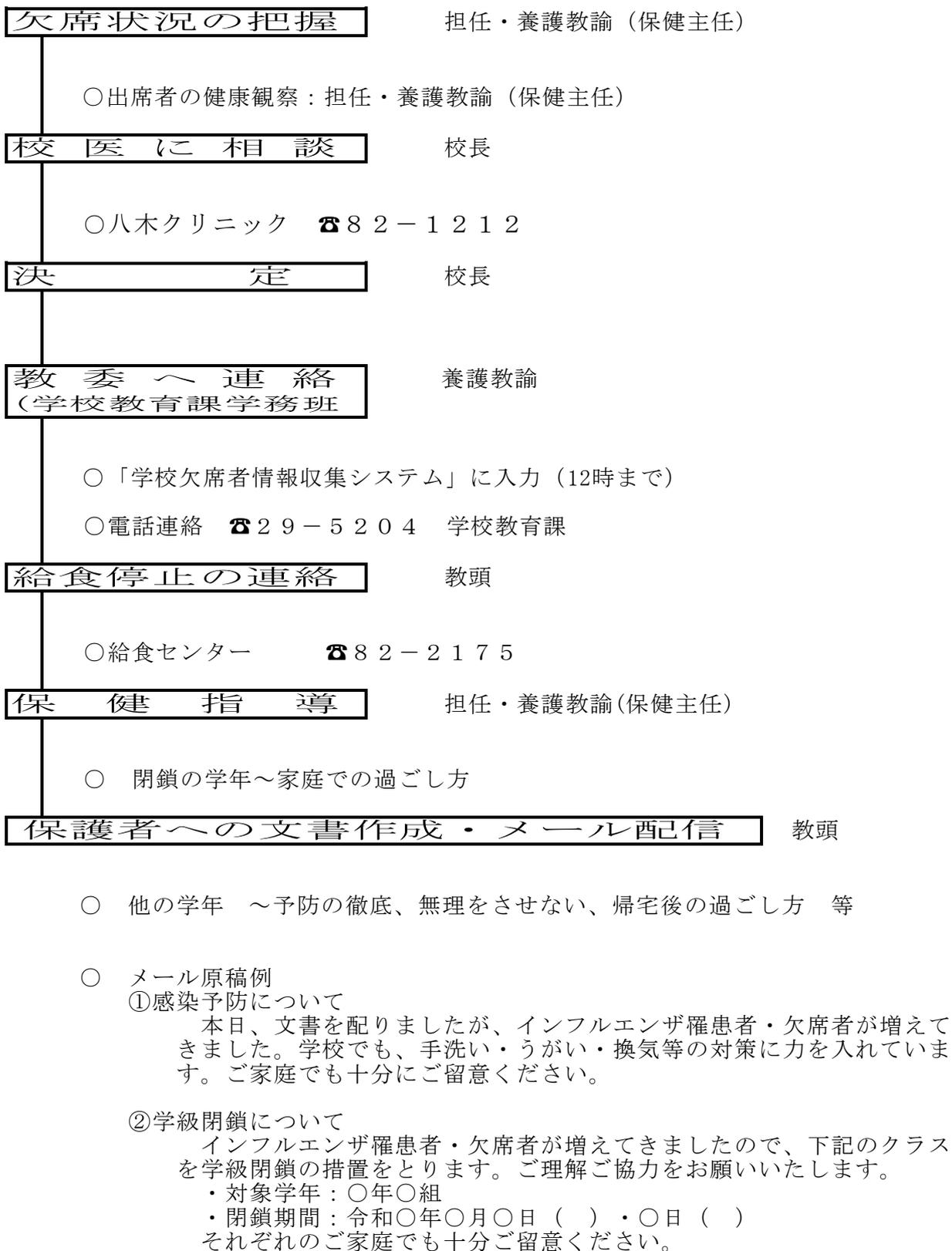
キ 報道機関への対応（窓口一本化・校長）

### (4) 学級担任等

ア 児童の指導（出席停止・臨時休業の場合の生活・学習・保健指導）

イ 臨時健康診断（学校医・保健所の指示）

## 8 インフルエンザ流行による臨時休業の措置



## 9 問題行動発生時の対応

### ◆ 児童間暴力・対人暴力

#### 初 期 対 応

##### (1) 初期対応

###### (暴力行為の抑止)

- 複数の教職員で対応し、児童の興奮状態の鎮静化を図る
  - ・周りの児童を遠ざける。グループ同士であれば分ける。
  - ・90cm前後の距離（手が届かない距離）を保ちながら、やや斜めの位置に立ち、「やめなさい」等の単純で明確な指示を繰り返す。
  - ・必要であれば身体を押さえるなど、自己の身体を守り、他者を救うための正当防衛としての行為を行う。
  - ・現場に棒や刃物等の危険物があれば、直ちに取り除く。
- 別の場所へ移動させる

(同時進行)

###### (負傷者への対応)

- 負傷者の確認・救助・安全確保を第一に行う
  - 養護教諭の指示のもと、負傷の程度を確かめる（判断は慎重に）
- (重度)**・救急車を手配（119番通報は、できるだけ学校等の固定電話を使用）するとともに、その場の教職員ができる限りの応急処置を施す。
- ・救急車到着後、携帯電話を所持した教職員が必ず付き添う。
  - ・付き添い教職員は、管理職へ状況を逐一報告する。
- (中度)**・養護教諭等が応急処置をした後、携帯電話を所持した教職員が病院へ連れて行く。
- ・付き添い教職員は、管理職へ状況を報告する。
- (軽度)**・養護教諭等が処置し、経過を観察する。

###### (連絡・速報及び情報管理)

- 管理職（校長・教頭）・生徒指導主任への連絡
  - ・5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える。（できればペーパーで）
  - ・危機対応はトップダウンが基本。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる。（緊急時は、生徒指導主任→教頭→校長にこだわらず、できるだけ早く校長へ）
  - ・情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。（生徒指導主任または教頭）
- 被害・加害児童の保護者への緊急連絡
  - ・病院に搬送された場合は、事件の概要及び病院名等を正確に伝える。
- 教育委員会への速報
  - ・校長の判断で、必要に応じて報告する。（TEL・FAX等）
  - ・警察・報道機関が関係する（可能性がある）場合は、できるだけ早く報告する。
- 警察への通報
  - ・学校だけで対応することが困難と校長が判断した場合は、教育委員会との連携のもと、躊躇なく110番通報する。
  - ・その際、110番通報（現行犯逮捕）か、事後に「被害届」を提出するかで加害児童への処遇も変わるので、適切に判断する。
- 関係学校への連絡
  - ・関係者に他校の児童がいる場合は、直ちに関係校に連絡を取り、連携して対応する。

## (2) 事実確認

□ 聴取の際は、不測の事態も想定されるので、絶対に生徒を一人きりにしない

### (聴取内容)

・事件の状況、原因（動機）、事件に至るまでの経過、関係した児童、背後関係 等

### (被害児童からの聴取)

複数の教職員（担任・養護教諭等を中心に役割分担を決める）が、別室で行う  
・教職員が必ず安全を守ることを伝え、報復を恐れずに真実を語るように支援する。  
・被害児童の思い（悔しさ・悲しさ等）にしっかりと耳を傾ける。

### (加害児童からの聴取)

複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が、別室で行う  
・「暴力は絶対に許されない行為である」（社会で許されないことは学校でも許されない）という毅然とした姿勢を示す。  
・行為について追及するのではなく、事実を明らかにするという態度で聞く。  
・発言中は逐一判定を下さず、加害児童の思いにもしっかり耳を傾ける。  
・聴取が長時間に及ばないように、また、用便・水分補給・食事等について、十分留意する。

### (周囲の児童・関係者等からの聴取)

複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が、別室で行う  
・周囲で見ていた全ての児童から事実関係（はやし立てる、けしかける等も）を聴取する。

## (3) 対応方針の協議

### (関係者による緊急対策会議の開催)

- 情報集約
- 被害児童・保護者への対応・支援
- 加害児童・保護者への指導・支援
- 他の児童への対応
- 指導方法・出席停止の検討

### (緊急職員会議の開催)

- 全教職員への周知と共通理解
  - ・概要をまとめた資料を用意する。
- 今後の対応策の検討と役割分担
  - ・今後の対応の方向性を定めた原稿を用意した上で協議する。
- 指導方法・出席停止の検討

(4) 児童・保護者への対応

(被害児童への対応)

- 病院等への見舞い
  - ・校長がいち早く出向く。
  - ・入院の場合、できるだけ毎日見舞う。(生徒・保護者の意向や精神的負担等を考慮する)
- 共感的理解に基づく指導・支援
  - ・教職員が支えることを約束し、人間関係の回復に努めるよう促す。
  - ・仕返しも暴力行為であることを伝え、絶対しないように伝える。
  - ・暴力を誘発するような行為を被害者側も認めた場合には、その問題点についても話し合い、気付かせる。
- 教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケア

(連携した対応)

(被害児童の保護者への対応)

- 電話による概要説明
  - ・児童が保護者に話す前に、事実のみを正確に伝える。
  - ・家庭訪問の了解を取る。
- 家庭訪問の実施
  - ・担任と管理職等複数で実施する。
  - ・学校管理下で起こったことへの謝罪を第一とする。
  - ・詳細を説明し、誠意をもって対応する。
  - ・加害者に対する学校の指導方針、全校児童への指導内容等を説明する。
  - ・警察署への「被害届」の提出等について話し合う。(要「診断書」)

(加害児童への対応)

- 再発防止に向けた指導・支援
  - ・担任等加害者と信頼関係にある教職員を選定し、生徒指導主任とともに指導の中心とする。
  - ・生徒指導主任等が叱責や説諭を中心に対応し、担任は児童の受容に努めるなど、生徒指導主任を中心に、役割分担を決めておく。
  - ・叱責・説諭等にとどまらず、「内省プログラム」等により振り返りの時間を計画的に積み重ね、自己の問題点に気付かせ、真に反省に至るよう粘り強く指導する。
  - ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害者の気持ちも理解する。
- 謝罪方法についての話し合い
  - ・形式的なものではなく、被害者に対して真に謝罪の気持ちがあるよう、穏やかに粘り強く説諭する。
- 教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケア

(連携した支援)

(加害児童の保護者への対応)

- 概要説明(家庭訪問、保護者来校等)
  - ・担任と管理職・生徒指導主任等の複数で面談する。
  - ・事件について整理した資料を用意するとともに、面談の目的・役割分担・対応の実際等、関係職員で事前に協議しておく。
  - ・温かい態度で接し、加害生徒への非難は避ける。
  - ・加害者が複数の場合は、公平に接する。
  - ・面談予定時間を示し、厳守する。
- 今後の対応策を相談
  - ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該生徒への支援の在り方について、共に考える。
  - ・学校の指導・支援の在り方について説明する。(学校ができることと、その限界についても明確にする。)
  - ・被害者への対応(謝罪等)について相談する。

(5) その他

- 全体指導
  - ・日時・場所・対象児童・指導内容・役割分担等を事前に十分協議する。
  - ・被害者・加害者のプライバシーや人権に配慮しながら、正確な情報提供に努める。
  - ・憶測や噂話を自重するよう指導する。
  - ・学校の対応に落ち度があれば、きちんと反省の意を伝える。
- 関係機関等への支援要請
  - ・入学直後及び事件に至るまでの詳細な状況の把握が必要な場合→出身園等
  - ・知能・身体・情緒等に関する専門的な相談が必要な場合→ふれあい教育センター等
  - ・一時保護が必要な場合→児童相談所

- 教育委員会との連携
  - ・報道対応や関係機関との連携等、必要に応じて支援要請
  - ・「出席停止」の措置
- 緊急保護者会の開催
- 記者会見の実施等報道機関への対応
- 教育委員会への報告書提出

## 中 期 ・ 長 期 対 応

### (再発防止に向けた校内指導体制の充実)

- 「寛容の名のもとに曖昧な指導をしない（ゼロトレランス）」の考え方を共通理解
    - ・基準の明確化
    - ・生徒・保護者への周知徹底 → 児童・保護者等との信頼関係の構築
    - ・毅然とした粘り強い指導
  - 体験的な活動を通じた人間関係づくりの実践
    - ・「人間関係づくり実践プロジェクト」の活用
  - 非行防止教室の開催
  - 指導力向上のための事例検討会の実施
  - 保護者との連携強化
- ### (関係機関との連携)
- 生徒の動向の把握
    - ・生徒の集まる場所、出入りする場所等を把握する。
    - ・近隣の学校間で、積極的な情報交換・行動連携を行う。
  - 学校外で何かあった時は直ちに連絡が入る体制を整備
    - ・管理職・生徒指導主任等が、校区内の公共機関、ＪＲ等の交通機関、児童が立ち寄る学校周辺の店舗等を定期的に訪問し、協力を要請する。
    - ・訪問時には、名刺等連絡先が記載されているものを渡しておく。

# ◆ 対教師暴力

## 初 期 対 応

### (1) 初期対応

#### (暴力行為の抑止)

- 複数の教職員で対応し、児童の興奮状態の鎮静化を図る
  - ・周りの児童を遠ざける。グループ同士であれば分ける。
  - ・90cm前後の距離（手が届かない距離）を保ちながら、やや斜めの位置に立ち、「やめなさい」等の単純で明確な指示を繰り返す。
  - ・必要であれば身体を押さえるなど、自己の身体を守り、他者を救うための正当防衛としての行為を行う。
  - ・現場に棒や刃物等の危険物があれば、直ちに取り除く。
- 別の場所へ移動させる

(同時進行)

#### (負傷者への対応)

- 負傷者の確認・救助・安全確保を第一に行う
- 養護教諭の指示のもと↓負傷の程度を確かめる（判断は慎重に）
- (重度)・救急車を手配（119番通報は、できるだけ学校等の固定電話を使用）するとともに、その場の教職員ができる限りの応急処置を施す。
  - ・救急車到着後、携帯電話を所持した教職員が必ず付き添う。
  - ・付き添い教職員は、管理職へ状況を逐一報告する。
- (中度)・養護教諭等が応急処置をした後、携帯電話を所持した教職員が病院へ連れて行く。
  - ・付き添い教職員は、管理職へ状況を報告する。
- (軽度)・養護教諭等が処置し、経過を観察する。
- 「診断書」をとる
  - ・警察署への「被害届」提出の際に必要となる。



#### (連絡・速報及び情報管理)

- 管理職（校長・教頭）・生徒指導主任への連絡
  - ・5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える。（できればペーパーで）
  - ・危機対応はトップダウンが基本。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる。（緊急時は、生徒指導主任→教頭→校長にこだわらず、できるだけ早く校長へ）
  - ・情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。（生徒指導主任または教頭）
- 被害・加害児童の保護者への緊急連絡
  - ・病院に搬送された場合は、事件の概要及び病院名等を正確に伝える。
- 教育委員会への速報
  - ・校長の判断で、必要に応じて報告する。（TEL・FAX等）
  - ・警察・報道機関が関係する（可能性がある）場合は、できるだけ早く報告する。
- 警察への通報
  - ・学校だけで対応することが困難と校長が判断した場合は、教育委員会との連携のもと、躊躇なく110番通報する。
  - ・その際、110番通報（現行犯逮捕）か、事後に「被害届」を提出するかで加害児童への処遇も変わるので、適切に判断する。
- 加害児童の保護者への緊急連絡

### (2) 事実確認

- 聴取の際は、不測の事態も想定されるので、絶対に児童を一人きりにしない
- (聴取内容)
  - ・事件の状況、原因（動機）、事件に至るまでの経過、関係した児童、背後関係 等
- (被害児童からの聴取)
  - 複数の教職員（担任・養護教諭等を中心に役割分担を決める）が、別室で行う
    - ・教職員が必ず安全を守ることを伝え、報復を恐れずに真実を語るように支援する。
    - ・被害児童の思い（悔しさ・悲しさ等）にしっかりと耳を傾ける。
- (加害児童からの聴取)
  - 複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が、別室で行う

- ・「暴力は絶対に許されない行為である」（社会で許されないことは学校でも許されない）という毅然とした姿勢を示す。
- ・行為について追及するのではなく、事実を明らかにするという態度で聞く。
- ・発言中は逐一判定を下さず、加害児童の思いにもしっかり耳を傾ける。
- ・聴取が長時間に及ばないように、また、用便・水分補給・食事等について十分留意する。

#### （周囲の児童・関係者等からの聴取）

- 複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が、別室で行う
  - ・周囲で見ていたすべての児童から事実関係（はやし立てる、けしかける等も）を聴取する。
  - ・現場にいた教職員からも聴取する。

### （3） 対応方針の協議

#### （関係者による緊急対策会議の開催）

- 情報集約
- 被害教職員への対応・支援
- 加害児童・保護者への指導・支援
- 他の児童への対応
- 指導方法・出席停止の検討

#### （緊急職員会議の開催）

- 全教職員への周知と共通理解
  - ・概要をまとめた資料を用意する
- 今後の対応策の検討と役割分担
  - ・今後の対応の方向性を定めた原稿を用意した上で協議する。
- 指導方法・出席停止の検討

## 初 期 ・ 中 期 対 応

### （4） 児童・保護者への対応

#### （加害児童への対応）

- 再発防止に向けた指導・支援
  - ・担任等加害者と信頼関係にある教職員を選定し、生徒指導主任とともに指導の中心とする。
  - ・生徒指導主任等が叱責や説諭を中心に対応し、担任は児童の受容に努めるなど、生徒指導主任を中心に、役割分担を決めておく。
  - ・叱責・説諭等にとどまらず、「内省プログラム」等により振り返りの時間を計画的に積み重ね、自己の問題点に気付かせ、真に反省に至るよう粘り強く指導する。
  - ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害者の気持ちも理解する。
- 謝罪方法について話し合い
  - ・形式的なものではなく、被害者に対して真に謝罪の気持ちがもてるよう、穏やかに粘り強く説諭する。
- 教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケア

#### （連携した対応・支援）

#### （加害児童の保護者への対応）

- 概要説明（家庭訪問、保護者来校等）
  - ・担任と管理職・生徒指導主任等の複数で面談する。（できれば、被害教職員も同行する）
  - ・事件について整理した資料を用意するとともに、面談の目的・役割分担・対応の実際等、関係職員で事前に協議しておく。
  - ・暴力行為には毅然とした姿勢を示すが、これまでの指導や接し方等に原因や動機が認められる場合は、公平に接する。
  - ・温かい態度で接し、加害児童への非難は避ける。
  - ・加害者が複数の場合は、公平に接する。
  - ・面談予定時間を示し、厳守する。
- 今後の対応策を相談
  - ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童への支援の在り方について、共に考える。
  - ・学校の指導・支援の在り方について説明する。（学校ができることと、その限界についても明確にする）

## (5) その他

- 全体指導
  - ・日時・場所・対象児童・指導内容・役割分担等を事前に十分協議する。
  - ・被害者・加害者のプライバシーや人権に配慮しながら、正確な情報提供に努める。
  - ・憶測や噂話を自重するよう指導する。
  - ・学校の対応に落ち度があれば、きちんと反省の意を伝える。
- 関係機関等への支援要請
  - ・入学直後及び事件に至るまでの詳細な状況の把握が必要な場合→出身園等
  - ・知能・身体・情緒等に関する専門的な相談が必要な場合→ふれあい教育センター等
  - ・一時保護が必要な場合→児童相談所
- 教育委員会との連携
  - ・報道対応や関係機関との連携等、必要に応じて支援要請
  - ・「出席停止」の措置
- 緊急保護者会の開催
- 記者会見の実施等報道機関への対応
- 教育委員会への報告書提出

## 中 期 ・ 長 期 対 応

### (再発防止に向けた校内指導体制の充実)

- 「寛容の名のもとに曖昧な指導をしない（ゼロトレランス）」の考え方を共通理解
  - ・基準の明確化
  - ・児童・保護者への周知徹底 → 児童・保護者等との信頼関係の構築
  - ・毅然とした粘り強い指導
- 体験的な活動を通じた人間関係づくりの実践
  - ・「人間関係づくり実践プロジェクト」の活用
- 非行防止教室の開催
- 指導力向上のための事例検討会の実施
- 保護者との連携強化

# ◆ いじめ

## (1) いじめの定義 いじめ防止対策推進法 第2条 (H25年9月施行)

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

## 初 期 対 応

## (2) いじめ発覚時の対応

### (加害児童から聴取)

- 複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）で行う
  - ・ いじめの事実及びいじめの意識の有無を確認する。  
（加害者という認識がない場合がある。また、学校の見方が一方的だとされることもある。例えば、「嫌いな児童としゃべらないのは悪いことなのか」など）
  - ・ いじめの意識がない場合には、いじめられている側の辛さを十分に理解させる。
  - ・ 発言中は逐一判定を下さず、いじめに至った心情やその経過等、加害児童の思いにもしつかり耳を傾ける。
  - ・ 「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした姿勢を示す。
  - ・ 聴取が長時間に及ばない様、また、用便・水分補給・食事等について、十分留意する。

### ※ 加害児童が、原因はいじめられている児童にあると思っている場合

- 教職員は、「いじめられやすいタイプの児童がいる」などの発言や行動を、絶対にしてはならない。（児童の誤った見方は、時として教職員の姿勢の反映でもある）
- いじめられて当然という人間はどこにも存在しないし、いじめは人を心身ともに傷つける、人間として絶対に許されない行為であることを、徹底的に指導する。

### (周囲の児童から聴取)

- 複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）で行う
  - ・ 周囲の児童からいじめの情報提供があった場合は、その勇気ある行動を褒めるとともに、できる限り具体的な事実を聴取する。（情報提供者が分からないよう配慮する）
  - ・ 情報収集は、被害児童や情報提供者が親しくしている児童から、具体的な行為や「ふざけ」を見たことがあるか、それは、「いつ、どのようなことであつたか」など、個別に具体的に聴取する。また、騒ぎ立てることや話を不用意に広めることがないように指導する。

### (連絡・速報及び情報管理)

- 管理職（校長・教頭）・生徒指導主任への連絡
  - ・ 5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える。  
（できればペーパーで）
  - ・ 担任等が、様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。

### 《詳細確認》

↓

いじめの内容・期間、関係した児童、原因（動機）・背景、いじめの「四層構造」等

### (被害児童からの聴取)

- 聴取の際は、不測の事態も想定されるので、絶対に児童を一人きりにしない

- 被害児童と信頼関係にある教職員が行う
  - ・教職員が必ず安全を守ることを伝え、加害児童からの報復を恐れずに真実を語るように支援する。(約束したら必ず守ること)
  - ・被害児童の思い(悔しさ・悲しさ等)にしっかりと耳を傾けしながら、「いつ、どこで、誰が」など、できるだけ具体的な状況を把握する。

### (3) 対応方針協議

#### (加害児童への対応)

- 情報集約
- 被害児童・保護者への対応・支援
- 加害児童・保護者への指導・支援
- 他の児童への対応
- 指導方法・出席停止の検討

#### (緊急職員会議の開催)

- 全教職員への周知と共通認識
  - ・概要をまとめた資料を用意する
- 今後の対応策の検討と役割分担
  - ・今後の対応の方向性を定めた原稿を用意した上で協議する。
- 指導方法・出席停止の検討



## 初 期 ・ 中 期 対 応

### (4) 児童・保護者への対応

#### (被害児童への対応)

- 共感的理解に基づく指導・支援
  - ・担任等被害児童と信頼関係にある教職員が行う。
  - ・本人の不安(疎外感・孤独感等)の払拭に努め、教職員が支えることを約束する。(約束したら必ず守ること)
  - ・今後の対応の在り方を、本人の要望を十分考慮し決定する。
  - ・「いじめに負けるな」などの叱咤激励は、逆に自信をなくさせることがあるので避ける。
- 教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケア

#### (被害児童の保護者への対応)

- 電話による概要説明
  - ・児童が保護者に話す前に、事実のみを正確に伝える。
  - ・家庭訪問の了解を取る。
- 家庭訪問の実施
  - ・担任と管理職等複数で実施する。
  - ・学校管理下で起こったことへの謝罪を第一とする。
  - ・詳細を説明し、誠意をもって対応する。
  - ・学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する

(連携した対応・支援)

#### (加害児童への対応)

- 再発防止に向けた指導・支援
  - ・担任等加害児童と信頼関係にある教職員を決め、指導の中心とする。
  - ・叱責・説諭等単発の指導に終わらせず、発達段階に応じて、いじめに関する本を読ませるなど、意図的・計画的な「支援プログラム」を実施することにより、自己の問題点に気付かせ、真に反省に至るよう粘り強く指導する。
  - ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害児童の気持ちも理解する。
  - ・今後、被害児童との関係をどうするのか、改善すべき言動等について、約束の形になるまで話し合う。
- 謝罪方法についての話し合い
  - ・形式的なものではなく、被害児童に対して真に謝罪の気持ちがあるよう穏やかに粘り強く説諭する。
- 教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケア

#### (加害児童の保護者への対応)

- 概要説明(家庭訪問、保護者来校等)
  - ・担任と管理職・生徒指導主任等の複数で面談する。
  - ・事件について整理した資料を用意するとともに、面談の目的・役割分担
  - ・対応の実際等、関係職員で事前に協議しておく。
  - ・温かい態度で接し、加害児童への非難は避ける。
  - ・加害児童が複数の場合は、公平に接する。
  - ・面談予定時間を示し、厳守する。
- 今後の対応策を相談
  - ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童への支援の在り方について、共に考える。
  - ・学校の指導・支援の在り方について説明する。(学校ができることと、その限界についても明確にする)
  - ・被害児童への対応(謝罪等)について相談する。

(連携した対応・支援)

## (5) その他

- 学級（周りの生徒）への指導
  - ・「いじめは絶対許さない」という教職員の姿勢を示し、学校・学級全員の問題として取り組む環境をつくる。
  - ・いじめをおもしろがってはやし立てたり、見て見ぬふりしたりすることは、「いじめをすることと同じである」と毅然とした態度で指導する。
  - ・いじめとは何か、いじめが及ぼす心身への影響等について指導する。
  - ・実際にいじめられた時やいじめを見た時に、自分がどうすればいいのかという具体的な知識と行動を指導する。
  - ・いじめを止めさせたり教職員に伝えたりすることは、正義に基づいた勇気ある行為であることを理解させる。
  - ・加害児童への二次的ないじめが起きないように指導する。
  - ・学校の対応に落ち度があれば、きちんと反省の意を伝える。
  - ・いじめや困ったことがあった場合、どんなことでも教職員に相談できる関係をつくる。
- ※ **いじめを受けている児童が、なぜ教職員に相談することが出来ないのか？**  
日ごろの教職員の行動パターンや思考様式を児童が感じとり、それが相談するかどうかの判断材料になっている。
  - ↓
  - 教職員が短絡的な解決行動に出て、いじめがより深刻化することへの警戒心
  - 教職員に話すことが解決をもたらさないと不信感を抱いていること
  - ・告げることで、逆に自分の弱さを非難されるケース等
  - ↓
  - 担任の学級経営がいじめの温床となっている場合があることを認識
    - ①児童を皮肉る言動
    - ②競争のみで児童の意欲を高めようとする手法 等
- いじめの状況が一定の限度を超える場合の対応
  - ・被害児童に対して行為を遮断することが第一、緊急避難としての欠席 等
  - ・加害児童に対して・・・「出席停止」の措置
- 関係機関等への支援要請
  - ・入学直後及び事件に至るまでの詳細な状況の把握を必要とする場合→出身学校・園等
  - ・知能・身体・情緒等に関する専門的な相談を必要とする場合→ふれあい教育センター等
  - ・恐喝・暴行等犯罪に相当する場合→警察
  - ・一時保護を必要とする場合→児童相談所
- 教育委員会との連携
  - ・心のケアのための支援要請
  - ・加害児童に対して・・・「出席停止」の措置

## 中 期 ・ 長 期 対 応

## (6) 解消確認

### (再発防止に向けた校内指導体制の充実)

- いじめ問題について全教職員の危機意識の高揚
  - ・子どもたちとの日々のふれあいを大切に、日常生活を把握する中で、いじめの早期発見に努める。
- 「寛容の名のもとに曖昧な指導をしない（ゼロトレランス）」の考え方を共通理解
  - ・基準の明確化
  - ・児童・保護者への周知徹底 → 児童・保護者等との信頼関係の構築
  - ・毅然とした粘り強い指導
- 体験的な活動を通じた人間関係づくりの実践
  - ・「人間関係づくり実践プロジェクト」の活用
- 非行防止教室の開催
- 指導力向上のための事例検討会の実施
- 学校環境の整備
  - ・校舎内の落書きや掲示物の乱れなどはいじめ等の前兆→見付け次第復元
- 保護者との連携強化

# 10 弾道ミサイル発射に係る対応

弾道ミサイル発射の緊急情報(Jアラート)を受信した場合、教育委員会と協議の上、次のように対応する。

## (1) 始業前や登下校中の場合

### 【始業前に緊急情報が発信された場合】

- 緊急情報が発信され、午前6時30分までに安全確保（国からの情報提供）が確認できない場合は臨時休校とする。（安全メール等で保護者に連絡する。）
- 午前6時30分以降に緊急情報が発信された場合、学校から安全メール等でその後の対応について保護者に連絡する。

### 【登下校中や学校以外の屋外で緊急情報が発信された場合】

- 近くの建物や地下に避難する。
- 近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。
- 安全が確保された時点で、学校か自宅か近い方へ移動する。

## (2) 学校にいる場合

### 【学校の屋外や体育館にいる場合】

- 校舎の窓から離れた教室の隅に避難し、机等の下に隠れる。
- プールの場合は、更衣室や倉庫に避難する。

### 【教室にいる場合】

- 校舎の窓から離れた教室の隅に避難し、机等の下に隠れる。特に、爆風等で壊れた窓ガラスで被害を受けないよう十分な安全を確保する。
- 窓や戸を閉める。

### 【着弾した場合】

- 爆弾の種類や被害状況が判明するまで避難を継続する。
- 体育館に集合し、人員等安全を確認する。
- 国からの情報を受け、避難措置の指示に従って行動する。
- 保護者に、学校の対応について安全メール等で連絡する。

※混乱等で安全メールや電話による情報伝達が不可能な場合、基本的には家庭で判断し、安全の確保に努めるよう、保護者及び児童に話しておく。

# 1 1 新型コロナウイルス感染に係る対応

## (1) 新型コロナウイルス感染予防に向けた学校の基本的な対応

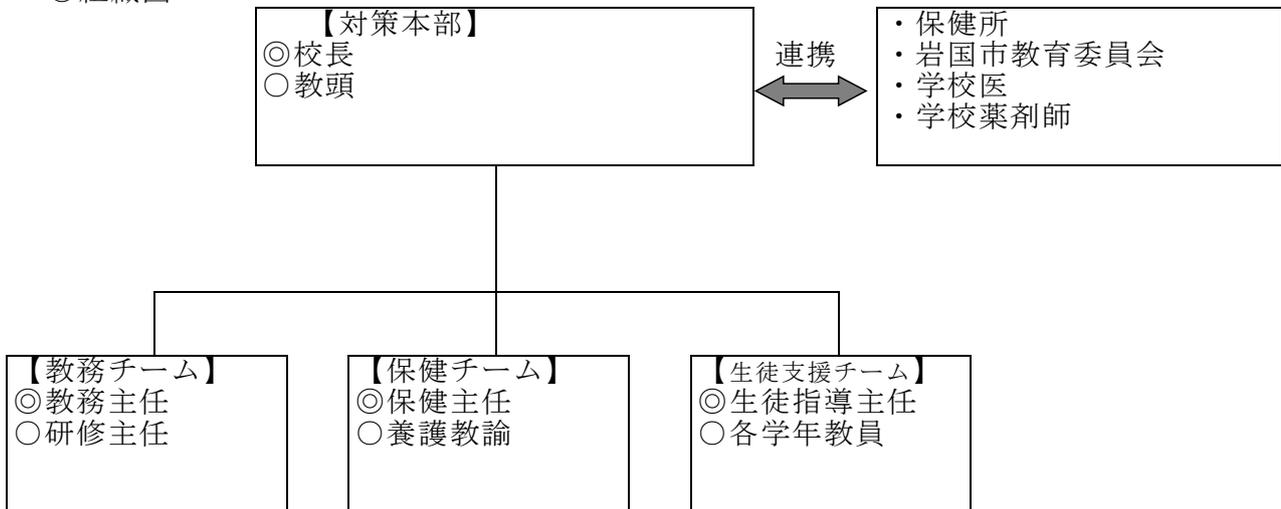
- 健康観察
- 手洗い、手指の消毒、マスク着用の徹底（特に外から中に入るときは消毒する）
- 教室の換気（休み時間には必ず換気）
- 学校内の消毒
- 教室内の机の配置（密にならないように）
- 給食の配膳やルールの徹底（当番の身支度、黙って食事をする）
- 休み時間の過ごし方について

## (2) 感染者が発生したときの対応

- 校内体制の整備

対策本部	対応の総括・指示、保健所との連絡・調整、情報発信、記録
教務チーム	学校行事の調整、学習課題の集約、学習指導方法等の検討
保健チーム	感染防止対策の指導、生徒の健康状況の集約
生徒支援チー	生徒の健康状況・学習状況の確認、心のケア

- 組織図



- 初動対応の詳細

- 教職員または生徒の感染情報を把握

### 【教職員の場合】

- ・管理職が、当該教職員または家族からの第1報を受け、感染状況を把握する

### 【生徒の場合】

- ・担任が保護者からの第1報を受ける。
- ・担任は速やかに管理職に連絡する。また、可能な範囲で詳細な情報を収集・整理する。
- ・校長は、市教委に連絡を入れる。
- ・対策本部の教員を招集する。また、全教職員に情報を入れる。
- ・保健所に連絡をし、指示を受ける。
- ・感染者のリストなど詳しい情報を保健所に提出する。
- ・教職員の勤務体制の整備をする。
- ・学校医への連絡をする。
- ・PTA会長、学校運営協議会会長に連絡する。
- ・保護者宛て、連絡内容の検討と連絡
- ・感染者とその家族の支援

2 校内で感染者が発生した場合の対応  
 (1) 対策本部や各チームにおける対応

担当者 ◎リガー ○副	対策本部	教務チーム	保健チーム	児童生徒支援チーム
◎相川智幸 (校長) ◎木村彰宏 (教頭) 各チームリーダー、 角井、阿部、木村、岡山、西村、枝折、速山	◎「学校再開に向けたチェックリスト」 <u>参考</u> により学校の対応を確認 <input type="checkbox"/> 感染防止対策の徹底 <input type="checkbox"/> 感染者発生時の対応の徹底 <input type="checkbox"/> 児童生徒・教職員の健康状況の確認 <input type="checkbox"/> 県内等の感染状況の確認 <input type="checkbox"/> 教職員又は児童生徒のPCR検査受検等の情報を把握 →受検報告があった時点で感染者発生時の対応準備を加速	◎兼光加奈子 (教務主任) ◎重枝 綾 上野、佐々木、重永	◎藤岡洋子 (保健主任) ◎基本愛弓 珠山、大岡、堀田	◎佐藤因丘 (生徒指導主任) ○(1年) 藤野、柊 (2年) 西村 (3年) 堀田 (4年) 白石、藤戸 (5年) 倉光 (6年) 藤石 (術文) 久高、 中村 <input type="checkbox"/> 日々の健康観察 (検温カード等) <input type="checkbox"/> 体調不良時の対応の徹底 <input type="checkbox"/> 緊急時の連絡方法の再確認 (緊急メール、学校ウェブページの周知・徹底) <input type="checkbox"/> スクールカウンセラーとの連携
学校再開時		<input type="checkbox"/> 学習環境の確認 <input type="checkbox"/> 教育活動実施上の留意点の徹底	<input type="checkbox"/> 感染防止対策の徹底 <input type="checkbox"/> 児童の健康状況の集約 <input type="checkbox"/> 体調不良時の対応の徹底	
発生時・発生早期 (初動対応)	<input type="checkbox"/> 教職員又は児童の感染情報を把握 <input type="checkbox"/> 市教委への速報 (電話による) <input type="checkbox"/> 対策本部招集、全教職員への連絡 <input type="checkbox"/> 保健所との対応窓口の決定 <input type="checkbox"/> 保健所の指導の下、対応を検討 <input type="checkbox"/> 感染者に係る詳細な情報収集 <input type="checkbox"/> 感染者との接触者 (教職員・児童等) リストを保健所に提供 <input type="checkbox"/> 教職員勤務体制の整備 (教職員に濃厚接触者等がいることを想定) <input type="checkbox"/> P T A会長、学校運営協議会会長等への連絡 <input type="checkbox"/> 保護者宛て連絡内容の検討 →緊急メール等により保護者への連絡 (自宅待機の指示等) <input type="checkbox"/> 感染者及びその家庭への支援 <input type="checkbox"/> 報道対応	<input type="checkbox"/> 感染者との接触者 (教職員・児童等) のリスト作成 <input type="checkbox"/> 臨時休業中の学習課題を整理	<input type="checkbox"/> 学校医への連絡 <input type="checkbox"/> 感染者及びその家庭への支援 <input type="checkbox"/> 学校給食の調整	<input type="checkbox"/> 感染者との接触者 (児童等) のリスト作成 <input type="checkbox"/> 臨時休業に係る事前指導 (健康観察・学習課題等の連絡)
臨時休業時	<input type="checkbox"/> 保健所の指導による対応を継続 <input type="checkbox"/> 児童生徒・教職員の健康状況の確認 <input type="checkbox"/> 随時、保護者宛て連絡内容の検討 →緊急メール、学校ウェブページ等による情報発信 <input type="checkbox"/> 消毒作業に係る市教委との調整 <input type="checkbox"/> 感染者及びその家庭への支援 <input type="checkbox"/> 教職員勤務体制の調整 (在宅勤務等) <input type="checkbox"/> 臨時休業中に新たに感染者が発生した場合の対応確認 <input type="checkbox"/> 学校再開に向けた対応協議	<input type="checkbox"/> 学校行事等の日程調整 <input type="checkbox"/> 継続的に学習課題を調整 <input type="checkbox"/> 児童の学習支援方法等の検討 (臨時休業が2週間以上になる場合) <input type="checkbox"/> 登校日等の調整	<input type="checkbox"/> 児童の健康状況の集約 <input type="checkbox"/> 臨時休業中の保健指導 <input type="checkbox"/> 感染者及びその家庭への支援	<input type="checkbox"/> 日々の健康状況の確認 (あんしんメールの活用) <input type="checkbox"/> 家庭訪問・電話連絡等による支援 <input type="checkbox"/> 学習課題の検討 <input type="checkbox"/> スクールカウンセラーとの連携

新型コロナウイルス感染症 (教職員又は児童) の発生

# 教職員に関すること

## 1 交通事故発生時の措置

### (1) 加害者の場合

- ◎ 人命最優先で対応すること。（救急車・病院）
- ◎ 警察に届け、事故処理をきちんとすること。
- ◎ 事故の内容や日時等について、教頭や校長に速報を入れる。
- ◎ 事故相談、お見舞いなど誠意をもって対応する。

### (2) 被害者の場合

- ◎ 人命第一で対応すること。
- ◎ 警察に届け、事故処理をきちんとすること。
- ◎ 事故の内容や日時等について、教頭や校長に速報を入れる。
- ◎ 自分の意見をはっきり相手に言うこと。場合によっては第三者・弁護士の援助をおおぐこと。

### (3) 事故報告を必要とするもの

- ◎ 教職員に責任がある場合（自損行為を含む）
- ◎ 被害者であっても後遺症・公務災害の可能性がある場合

### (4) 報 告

- ◎ 速報（電話，F A X）
- ◎ 交通事故報告書、添付書類、事故現場図、顛末書 <公用紙不可>

### (5) 飲酒・酒気帯び運転の場合

- ◎ 発生・発覚の日時
- ◎ 飲酒場所
- ◎ 飲酒時間・量
- ◎ 乗車時刻
- ◎ 事故発生場所・検挙場所

※ 飲酒・酒気帯び運転（醒まし運転を含む）は、あってはならないこととして、日頃から自覚して生活をする。

## 2 交通事故報告（速報）

### (1) 交通事故報告を必要とするもの（全部報告を求める）

ア 職員に責任がある場合（自損行為も含む）

イ 職員が被害者であっても、後遺症・通勤・公務災害等の可能性があるもの。

**(2) 報告内容** ※ 別紙（速報様式）に従って報告する。

ア 通勤途上・加害・被害等の区分

イ 学校名と校長名

ウ 職名・氏名・性別・年齢

エ 日 時

オ 場 所

カ 本人の負傷の程度

キ 相手の負傷の程度

ク 概 況

① 事故発生の原因

② 相手の職・氏名等

③ 事後措置・入院先等

④ その他

**(3) 酒気帯び・飲酒運転の場合**

ア 発生・発覚の月日と時刻

イ 飲酒場所

ウ 飲酒時刻 時から 時まで

エ 酒類と一人の飲酒量

オ 乗車時刻

カ 事故発生または検挙場所

**(4) 後告（交通事故報告書に添付する事故現場図・顛末書）について**

ア 事故現場図

現場検証等で作成された図面を参照のうえ、道路の幅員や中央線の有無等も、できるだけ詳細に記入して現場の縮図として作成。

イ 顛末書

事故の実情を具体的に記入。  
※顛末書には、公用紙を用いない。

## 3 体罰発生時の措置

◎ 情報を的確に把握し、迅速・適切な処理をする。

◎ 被害児童・保護者に誠意をもって早く対応する。

◎ 対応の手順を間違えない。

### (1) 体罰を加えた教職員

ア まず救護する。(応急手当, 医師の診断・治療) 病院は保護者に相談する。

イ 校長・教頭に事実を報告する。

ウ 校長・教頭と被害児童・保護者に誠意をもって謝罪する。

### (2) 校長・教頭

ア 体罰を加えた教職員、被害を受けた児童、目撃をした児童・教職員から正確な事情聴取をする。

イ 教育委員会へ報告(できるだけ速く、電話など)、事故報告書を提出する。

ウ 全教職員を招集、概要及び今後の対応を指示する。PTAとの連携をする。

エ 被害を受けた児童・保護者に謝罪する。(できるならその日のうちに)

オ 報道機関への窓口は一本化する。(校長自ら対応する)

カ 場合によっては警察に連絡する。

### (3) 学校全体

ア 体罰のない学校づくりを目指す。

## 4 セクシャルハラスメント発生時の措置

◎ 迅速に事実関係を確認する。

問題行動が、いつ、どこで、どのように

◎ 加害者・被害者双方の意見を聞く。

◎ 当事者間で話し合いをさせる。

◎ 人事上・服務上措置を講ずる必要があるときは教育委員会へ報告する。

◎ 被害者が児童の場合は児童のケアを最優先し、保護者の苦情をよく聞く。

### Ⅲ 学校に関すること

#### 1 不審な業者等に対する対応

(1) 一人で対応しない。(二人以上で対応する)

(2) どういう業者や団体かをしっかり聞く。

(3) あいまいな返事をしない。

例 「結構です。」→「いいです。」と、受け取られる。  
「いりません。」と、はっきり言う。

(4) 記録を正確にとる。(事前に断って、記録する。)

(5) 圧力をかけられて、必要がない物を買わされないようする。

(6) このような行為があったら、教育委員会へ連絡をする。

(7) 送られてきたらすぐに返送する(その際、内容証明もつけておく)。なるべく開封しないで返送する。

## IV 資料

交通重大事故発生時 情報集約表

件名		
発生日時	令和 年 月 日 ( ) 時間 : 分 ごろ	
発生場所	(インターネット地図検索等 → 地図添付)	
被災者	ふりがな 氏名  年 組 (男・女) 歳	住所  TEL
保護者	(父) 氏名 TEL (携帯) (職場)  (母)	
兄弟姉妹	氏名 (学校・学年など)	
搬送先	病院名	住所  TEL
被災の程度 (安否情報)		

事故の概要	
ハイリスク 児童生徒等	被災者と同行、現場を目撃、親密な交友関係等
そ の 他	

※ 情報入手方法 教職員・病院・消防 等

# R4 年度 玖珂小学校 安全教育全体計画

